

児童手当現況届

現況届は1年に1度の更新の手続きです

5月31日(金)現在、児童手当を受給している方が、引き続き児童手当を受給するためには、更新の手続きとなる現況届の提出が必要となります。対象となる方には、6月中旬に現況届を郵送にて送付します。

提出について

■すべての方が提出する書類

- ・現況届
- ・受給者（保護者）の健康被保険者証のコピー（下野市の国民健康保険に加入の方は不要）

■受給者と児童が別居している場合に提出する書類

- ・別居監護申立書
 - ・児童の属する世帯全員分の住民票（本籍・続柄記載）
- ※受給者が、児童と別居している場合は申立書に児童の「個人番号（マイナンバー）」の記載が必要となります。
- ※市内で別居の場合には住民票の提出は省略が可能です。

- ・その他の書類が必要となる場合があります。

■提出方法 同封の返信用封筒を利用して必要な書類を提出してください。こども福祉課の窓口でも受付しますが、混雑が予想されますので、郵送での提出にご協力ください。

※個人番号(マイナンバー)が記載されている書類を郵送する場合は、簡易書留郵便等で送付してください。

■提出期限 6月28日(金)

提出後について

審査の結果、受給要件を満たし、継続して6月分以降の手当が支給される方へは、更新結果の通知の

送付はありません。ただし、次の場合には通知を送付します。

- ・所得の審査の結果、5月分までの手当額と6月分以降の手当額に変更のある場合には、認定通知書を送付します。
- ・所得の審査の結果、配偶者の方の所得が所得制限限度額以上であった場合には、受給者の変更手続（今までの受給者から配偶者への変更手続）が必要となります。消滅通知と受給者変更に必要な書類を送付しますので、すみやかに申請してください。

現況届のオンライン手続き

ぴったりサービスでは、マイナンバーカードを使って現況届をオンラインで届出することができます。サービスを利用するには、マイナンバーカードやICカードリーダーライタ等が必要となります。詳しくは下記URL・QRコードからホームページをご覧ください。

ぴったりサービス

■ <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>



現況届に関するQ&A

Q. 現況届を提出しないとどうなりますか？

A. 令和元年6月分（10月振込分）以降の手当の支給が一時差止となります。必ずご提出ください。

Q. 提出書類に不足があった場合はどうなりますか？

A. 不足書類がある場合には、審査保留となります。こども福祉課から不足書類提出の通知が届いた方は、速やかに不足書類をご提出ください。提出が遅れた場合には、10月の振込が遅れる場合があります（11月以降の振込となります）。

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

夏休み期間中の学童保育室入所申込の受付

就労等により保護者が放課後に家庭にいない児童を対象に、夏休み期間中の学童保育室入所申込を受け付けます。

通常利用・週2日以下を利用されている方は申込不要です。

■受付期間 6月1日(土)～15日(土)

※日曜日を除く。土曜日の受付は児童館のみ（午前9時～午後5時）

■利用時間 午前7時30分～午後7時

■保育料 日額500円(負担上限金額あり)

※3人以上の児童が同時に学童保育室を利用する場合に、年少者から数えて3人目以上の児童の保育料全額免除制度がありますので長期休業のみ利用されている方はその都度減免申請をしてください。

■申込方法

入所申込書に必要な事項を記入し、勤務証明書（別世帯を含む同一敷地内に住民登録がある18歳以上65歳未満の方全員分が必要。）と一緒に提出してください。また、4月以降に学童保育を利用している方で、勤務時間や勤務先等に変更のない方は、勤務証明書の省略が可能です。必要書類はこども福祉課や各児童館、市ホームページから取得できます。

なお、出産・傷病・介護・就学・求職中等の場合は、申立書か誓約書の他に、そのことを証明できる資料が必要です。

■申し込み・問い合わせ先

こども福祉課	☎(32)8903
南河内児童館	☎(44)8420
国分寺東児童館	☎(44)2604
国分寺駅西児童館	☎(44)0786
こどもの広場いしばし	☎(52)1129